

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和5年6月30日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
久野 妙子	久野妙子後援会	令和5年4月30日
堀越 優	堀越優後援会	令和5年5月2日
川岸 俊洋	かわぎし俊洋後援会	令和5年5月21日